

平成28年4月28日

平成28年熊本地震により被災されたお客さまに対する
ガス・電気料金の特別措置について

東京ガス株式会社
広 報 部

このたびの地震により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

平成28年4月14日以降の熊本地震のため、熊本県の全域に災害救助法が適用されました。つきましては、同地震に関連して災害救助法が適用された地域等から避難され、新たに当社のガスのご使用を開始されたお客さまに対し、ガス料金の特別措置を講ずるために、本日、経済産業大臣に「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。併せて、同地震により避難され、新たに当社の電気のご使用を開始されたお客さまに対し、電気料金の特別措置を講ずることと致します。

記

1. 適用対象

災害救助法適用地域等から避難され、新たに当社のガス・電気のご使用を開始されたお客さま

【災害救助法適用地域】熊本県内全45市町村

2. 特別措置の内容

ガス・電気料金の支払期限の延長

上記適用対象のお客さまからのお申し出に応じて、4月・5月検針分のガス・電気料金の支払期限日をそれぞれ1ヶ月延長します。

(注) 支払期限：当社のガス単独、もしくはガスと電気をセットでご使用のお客さまは、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。

当社の電気を単独でご使用のお客さまは、ご請求日から起算して30日目。